

令和2年2月18日

県中地区U12部会長 高橋智幸

移籍に関する考え方

いつも県中地区U12部会にご協力頂きましてありがとうございます。

さて、今年度も終盤にさしかかり、来年度の準備に暇がないことと思います。

最近県中地区U12部会の方に「移籍」の在り方について相談を受ける機会が増えてきました。そこで「移籍」基本的な考え方を整理したいと思います。

別紙資料としてJBAの「U12カテゴリー移籍申請の対象となる方」「移籍の可否判断に関する補足」があります。あくまでも移籍可能な選手は【特別な事情】のあることが大前提です。特別な事情とは

- ① 転居
- ② 人間関係等のトラブル

以上の2つの項目しかありません。(年度が変わってチームの存続ができない場合も移籍可能) 移籍を認めることで、選手に競技環境を保証するのであって決して強化や

勝利至上主義であってはなりません。

よって

- ① 指導者が他のチームの選手を勧誘したり
 - ② 保護者が他のチームの選手を勧誘したり
 - ③ 保護者同志が相談してチームを離れたり
 - ④ 他のチームの指導者、保護者がチームを離れるように促したり
- するようなことは決してあってはなりません。

つまり、**「特別な事情がある選手が移籍できるのであって誰**

でもが自由に移籍ができることではない」。

これを各チームの指導者・保護者の方にもう一度確認御願います。

プレヤーズファーストですべて選手のために皆さんで何が一番よいことなのかをもう一度考えて下さい。